

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 6 年 9 月 12 日（諮問第 83 号）

答申日：令和 7 年 6 月 26 日（答申第 83 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

北九州市長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「北九州市 最高裁判所提出用 術後のカルテ開示により腓骨を医学的根拠なく 2 c m 体外に摘出した事実を北九州市は終始一貫に否定している事実の証拠書類（客観的）の説明責任のカルテ開示」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、令和 6 年 7 月 3 日付け北九保健地第 559 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求の趣旨としては、法的と医学的根拠の無い蛮行であり、北九州市の主張は立証皆無である事の証明のため。
- (2) 審査請求の理由としては、法的と医学的根拠の無い確定傷病名の変形性膝関節症として、違法に高位脛骨骨切り術として同意書の無い腓骨を 2 c m 体外に摘出して大怪我を負わしている傷害罪の共同正犯である。
- (3) 廃人に計画的にした蛮行を立証する MR I の半月板損傷の隠蔽がキーポイントである。
- (4) 開示してほしい書類は、医療記録（カルテ）に限らず、腓骨を摘出したことを北九州市が認めた書類である。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 本件審査請求の争点は、審査請求人が開示請求した保有個人情報について、北九州市が保有しているかという点にあるが、次の理由で、本件処分は適法かつ正当である。
- (2) 審査請求人が開示請求した保有個人情報は、「北九州市 最高裁判所提出用術後のカルテ開示により腓骨を医学的根拠なく 2 c m 体外に摘出した事実を北九州市は終始一貫に否定している事実の証拠書類（客観的）の説明責任のカルテ開示」との記載のとおり、審査請求人が何を開示したいのか不明なため、保有個人情報の全部について開示を行わない旨の決定を行い、不開示理由に、「不存在 北九州市はそのような書類を保有していないため。」との記載のとおり、北九州市は保有していないと判断した。
- (3) なお、審査請求人が繰り返し開示請求している医療行為に関する個人情報については、平成 31 年 4 月 1 日に地方独立行政法人法に基づき、北九州市から地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）へ承継しており、審査請求人に対しても複数回、教示済である。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がなく、本件審査請求の棄却を求めるものである。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 6 年 9 月 12 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 10 月 15 日 審議
- ③ 令和 6 年 12 月 19 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 7 年 5 月 12 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 7 年 6 月 23 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、「北九州市 最高裁判所提出用術後のカルテ開示により腓骨を医学的根拠なく 2 c m 体外に摘出した事実を北九州市は終始一貫に否定している事実の証拠書類（客観的）の説明責任のカルテ開示」である。

- (2) 当審査会において、審査請求人が平成 24 年 8 月に、当時の北九州市病院局が所管する市立医療センターで手術を受けていることを確認できたが、医療センターの運営は、平成 31 年 4 月 1 日に北九州市より病院機構へ移行し、病院機構の設立時までには北九州市が有していた権利及び義務は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 66 条第 1 項の規定により、病院機構が承継したことが認められる。
- (3) 上記承継手続きについては、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 18 条に基づき、北九州市議会平成 30 年 12 月議会に「地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について」と題する議案が提出され、議決を経ている。
- ①土地 医療センター等敷地、八幡病院敷地等、旧八幡病院敷地の一部
 - ②建物 医療センター等建物、八幡病院建物等、旧八幡病院建物の一部
 - ③その他 法人設立日（平成 31 年 4 月 1 日）の前日に、北九州市病院事業（医療センター、八幡病院、看護専門学校に係るものに限る）に係る公有財産、物品及び債権
- (4) 本件保有個人情報データを平成 24 年に審査請求人が医療センターで受けた医療行為に関するカルテ等の文書と解した場合、これらの文書は、上記(3)③のその他の「物品」に該当する。
- (5) この場合、当該文書については、平成 31 年 4 月 1 日付けで医療センターから病院機構へ承継されたことから、処分庁は保有しておらず、他に本件保有個人情報足りうる情報について、処分庁が保有していることがうかがえる事情も存しない。
- (6) 以上から、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

3 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子